

別表 1（第 6 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金額	経費の内容	対象経費の条件等
1 女性就業 環境の改善	(1) 工事費	対象経費の 2 分の 1 以内 (上限 5 0 万円) ※千円未満の端数 切捨	ア 女性専用スペース（女性専用トイレ，更衣室，休憩室，シャワールーム，授乳スペース，搾乳スペース等）の整備に要する費用 イ 託児室の設置に要する費用 ウ 男女兼用スペース又は男性専用スペースを女性専用スペースに改装・分割する場合の費用	(ア) 補助対象となる経費については，改修工事と工事に直接関係する諸経費，備品購入費と備品の導入に係る費用（賃借料等）とし，既存設備の取り壊し，既存備品の買い替え等に要する費用は対象外とする。 (イ) 改修工事の実施及び備品の設置は，市内における自己所有の事業所に限ることとし，新規事業所の開設に係る改修工事及び備品の購入は対象外とする。 (ウ) 男女兼用スペース又は男性専用スペースを改装・分割する場合は，女性専用スペースに該当する費用のみに限る。 (エ) 汎用性のある備品の購入（パソコン等）は対象外とする。 (オ) 工事現場等における女性専用仮設トイレ及び仮設更衣室の賃貸借を伴う導入については，借用期間等の条件を聴取し，別途判断する。
	(2) 備品購入費		ア 女性専用スペースに付属する備品（トイレに設置するウォシュレット，更衣室に設置するエアコン，ロッカー等）の購入に要する費用 イ テレワークなど女性従業員の柔軟な働き方を可能とする備品（Web カメラ，マイク等）の購入に要する費用 ウ 工事現場等における女性専用仮設トイレ及び仮設更衣室の導入に要する費用	

2 女性従業員のための健康経営に関する取組	(1) 女性特有の健康課題をテクノロジーで解決するための製品（以下「フェムテック製品」という。）の購入費		ア フェムテック製品（生理用品 I o T ディスペンサー，骨盤底筋強化椅子等）の購入に要する費用	
	(2) 女性特有の健康課題をテクノロジーで解決するためのサービス（以下「フェムテックサービス」という。）の導入費		ア フェムテックサービス（オンラインを活用した医師への診療，相談，ピル処方等）の導入に要する費用	(ア) 市内の事業所で利用するサービスに限る。 (イ) 補助対象経費は，初年度分のみとし，２年目以降は対象外とする。 (ウ) 個人用アプリケーションの登録及び導入は対象外とする。